

町内会・自治会
加入促進ハンドブック

～はじめの一步を踏み出すために～



緑区マスコットキャラクター

みどりっち

緑区役所 地域力推進室

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
ステップ1 事前準備・・・・・・・・	3ページ
ステップ2 方策決定・・・・・・・・	4ページ
ステップ3 訪問前に・・・・・・・・	6ページ
Q&Aよくある質問・・・・・・・・	9ページ
特集1 新築大型マンションで自治会をつくろう！ ・・・・・・・・・・・・・・・・	12ページ
特集2 みどりっちポストを設置しています！ ・・・・・・・・・・・・・・・・	14ページ
参考様式1 町内会・自治会の活動内容を紹介する文書 ・・・・・・・・・・・・・・・・	15ページ
参考様式2 不在時に投函する手紙・・・・・・・・	17ページ

【はじめに】



地 域による助け合いの大切さの再認識・・・

2011年3月に発生した東日本大震災において、非常に多くの方が、近隣住民同士の助け合い・支え合いによって助けられたというような報道がされています。震災という大きな試練を契機として、地域のつながりがいかに重要であるかということが再認識され、日頃からの住民同士の関係づくり、そしてそのきっかけとなる地域活動に注目が集まっています。

町内会・自治会は、地震など災害時の対応のみならず、地域に根ざした課題の解決や安心・安全で快適な環境を築くため、行政と連携して、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っており、その存在意義は大変に大きなものがあると言えます。

加 入している方の減少・・・

しかし、価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、町内会・自治会が行っている地域活動への関心が薄れてきました。その結果、加入しない人が増え、町内会・自治会の活動に支障をきたしており、大きな問題となっています。

「絆」 ふかめ隊とは・・・

本市では、リーフレットを作成し、町内会・自治会への加入促進に取り組んでおりますが、緑区役所では、より積極的に市より一歩踏み込み、区民の方々と一緒になって加入促進を図る緑区独自の取り組みである「絆」ふかめ隊事業を平成24年度より実施しています。

「絆」ふかめ隊とは、加入促進を主となって行う町内会・自治会の皆様を緑区役所が積極的に支援・協力して、町内会・自治会への加入促進を行うために結成するチームの名称です。

一人でも多くの方に町内会・自治会にご加入いただくことで、隣近所が顔見知りになり、ふれあいの輪を広げながら、絆を深め、より安心・安全で快適な地域を築いていくことを目的に活動しています。

手 引きのリニューアル・・・

このたび従来の手引き「町内会・自治会加入促進サポートガイド（改訂版）」の内容を見直し、ハンドブックとしてリニューアル作成いたしました。本手引きが皆様方の町内会・自治会の加入促進のための一助となることを期待しています。

【ステップ1 事前準備】 活動前の準備をしましょう！

*加入の勧誘は大変に勇気がいるものです。しかし誰かが勇気を出して行動を起こさなければ、現状を変えることはできません。まずは活動のための資料を準備しましょう。

未加入世帯を勧誘するために準備するもの

- ①町内会・自治会の活動内容を紹介する文書（P.15 参考様式1）
- ②不在時に投函する手紙（P.17 参考様式2）
- ③区役所作成の加入促進リーフレット



まちづくり隊長みどりっちのワンポイントアドバイス①

加入しやすい町内会・自治会づくりをめざして

未加入の方が加入しやすい、地域の実状やニーズに合った活動や体制づくりに取り組むことも大切です。加入者の負担感をできるだけ小さくする工夫をするとともに、魅力ある町内会・自治会づくりに努めましょう！

① 活動内容を知ってもらう

どんな活動をし、何にお金を使っているのかよくわからないという意見をよく聞きます。加入してもらうためには活動を知ってもらうことが何よりも重要です。わかりやすい資料を用意しましょう。

② 会費のあり方

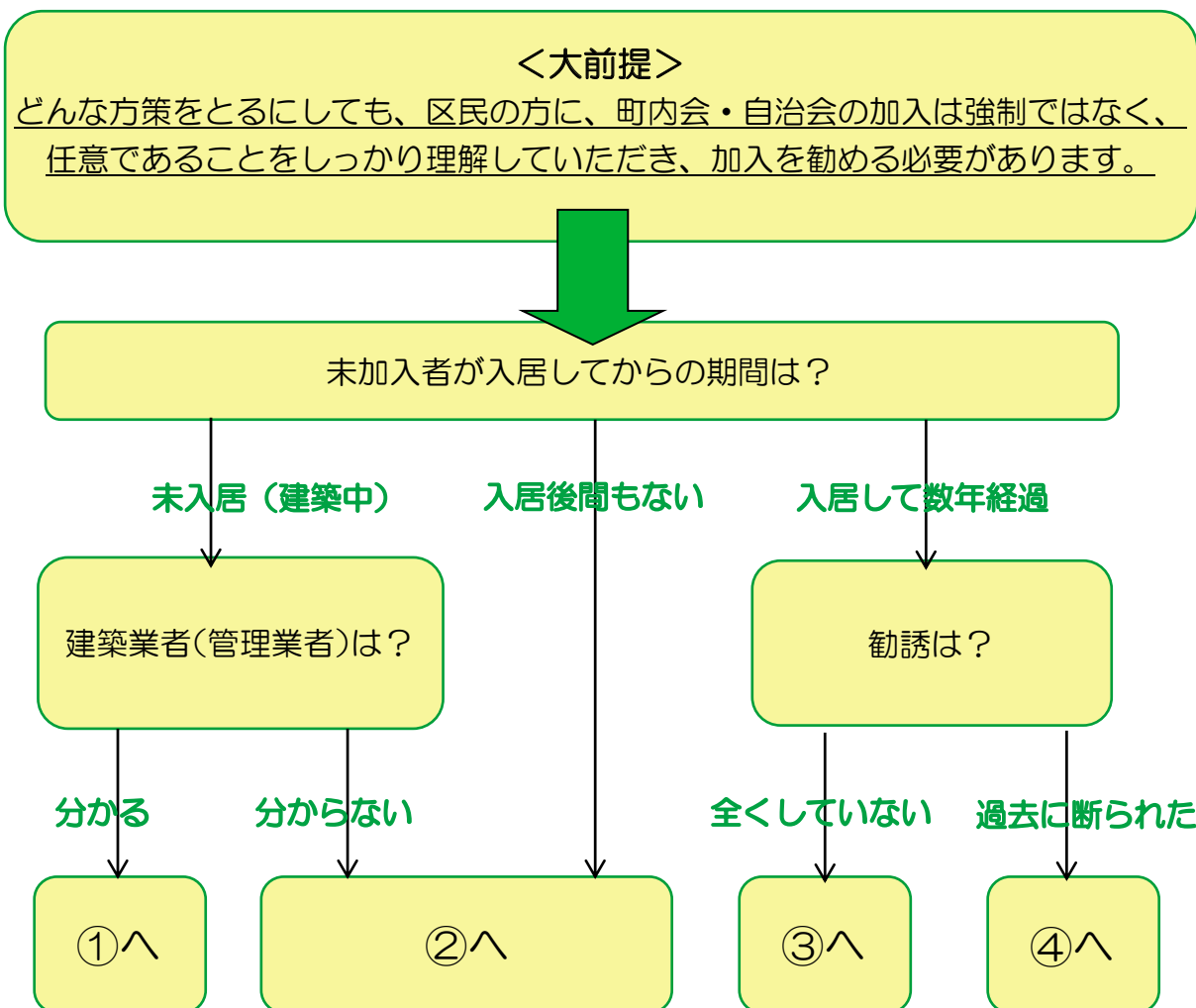
会費については、それぞれの活動の実状に応じて、金額を設定しており、町内会・自治会によってまちまちですが、会費に負担感をもっている方も少なくありません。活動に合わせて減額し、負担感を減らすのも一つの考え方です。

③ 役回りの工夫

未加入の方、脱退される方の多くは、役回りの負担感が大きな要因となっているようです。役員の選出方法には、様々な方法がありますが、抽選や輪番制を採る場合は、例えば小さな子どもや介護する家族のいる世帯や高齢者のみの世帯などについては、免除の規定を設けるなどの配慮することも必要ではないでしょうか。

【ステップ2 方策決定】 活動の方策を決めましょう！

＊町内会区域図などをもとに未加入世帯を把握し、状況にあった方策に取り組みましょう。



① 入居前からアプローチ！（「特集1」P.12 参照）

まずは建築会社（管理会社）に連絡を取りましょう。業者に町内会・自治会の大切さを理解してもらい、業者からも入居予定者に声掛けをしてもらうよう依頼します。

○新築分譲マンションで既存の町内会・自治会に加入できない場合

業者の了解・協力を得て、入居者説明会や管理組合設立総会にて、町内会・自治会の加入メリット・未加入デメリットの説明を行い、自治会の設立をお勧めしましょう。

○一戸建て・賃貸・既存の町内会・自治会に加入できるマンション等の場合

建築会社（管理会社）から町内会・自治会への加入を促してもらうよう協力依頼をし、入居後に対面して勧誘するようにしましょう。

② 入居後すぐにアプローチ！（「特集1」P.12 参照）

入居後すぐ（概ね1ヶ月以内）に説明・勧誘に伺いましょう。あまり時間が空くと、加入することによる負担面が気になってしまい、加入につながりにくくなります。

○新築分譲マンションの場合

管理人等を通じて管理会社や管理組合に連絡を取り、町内会・自治会の加入案内をしましょう。そして入居者の方に直接勧誘する機会（マンション管理組合の総会で説明するなど）を設けてもらいましょう。

特にオートロックのマンションでは管理会社と管理組合への了解を取り、効率的な方法（対面して勧誘できる方法）や、勧誘によるトラブルが起こらないように協力を要請しましょう。

町内会・自治会が設立できていない場合は、①と同様に新しい町内会・自治会の設立を提案しましょう。

○一戸建て・賃貸の場合

できる限り対面して勧誘を行いましょう。留守の場合は後日改めて勧誘できるように連絡先を記載した手紙（P.17）を投函するなど、直接会ってお誘いすることに努めましょう。

③ 行事やイベントの開催をきっかけにアプローチ！

夏祭りや運動会など、行事やイベント開催に合わせて声掛けをしてみましょう。行事やイベントに参加していただき交流を深めたところで加入のお誘いをしてみましょう。もし参加していただけなくても、イベント開催に合わせて繰り返し声掛けをすることでコミュニケーションが生まれ、入会しようとするきっかけになるかもしれません。

④ もう一度アプローチ！

一度断られている世帯は慎重な対応が必要です。苦情やトラブルにならないよう十分配慮しましょう。過去に断られた時の理由や、現在の世帯を取り巻く状況などを確認し、今改めて声掛けするべきかどうか検討しましょう。一度断っている世帯は今回の勧誘も断わる可能性が高いと思われます。いろいろな断り理由に対して、Q&A よくある質問（P.9）を参考に、どう対応して勧誘するかを考えましょう。また、近隣の加入世帯に様子を聞く、また、近隣の方に加入依頼の協力を得ることも試みましょう。加入している近隣の方にとっても未加入世帯が加入することは喜ばしいことです。加入のメリット・未加入のデメリットについて、粘り強く説明してみましょう。

【ステップ3 訪問前に】 声かけ前に確認しましょう！

町内会・自治会の加入のメリットについて説明できるようにしておきましょう。ここでは、①「4つのキーワード」、②「4つの世帯別メリット」、③「メリット・デメリット表」の3つをお示ししています。

① 4つのキーワード

メリット その1 「地域とのつながり」

それぞれの地域で安心・安全・快適に暮らすには、まずその地域とのつながりが大切です。隣同士が町内会・自治会に加入していれば、回覧板の受け渡しなど、声を掛け合う場面が増え、話がしやすい間柄を築くことができます。また町内会・自治会の活動に参加することにより、地域の方々とコミュニケーションが取れ、住民同士の理解が深まります。町内会・自治会は、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ役割を持っています。

メリット その2 「“いざ” という時の安心感」

防災・防犯面で、日頃から避難所、津波避難ビルなどの緊急情報を町内会・自治会の中で確認しあえることのメリットは、“いざ”という時の安心感の礎になるのではないのでしょうか。町内会・自治会に加入しておらず、日頃の会話が関係では、緊急時にスムーズにコミュニケーションを取ることは難しいでしょう。

メリット その3 「身近な協力者」

町内会・自治会に加入してコミュニケーションが深まることで、近隣の方々はあなたの身近な協力者となってくれます。防災、防犯、子どもの見守りなど、近隣の方々と一緒に対策を立てたり、地域の方々があなたの世帯を気にかけてくれたりしていることは大変心強いことです。あなたと同じ地域に住む方々がどんなことを考え、悩み、楽しみながら生活しているかを知り、共有することは、あなたがこの地域で安心して暮らす大事な第一歩です。

メリット その4 「お互いさま意識」

人が地域という場で集まって生活する以上、生活を通して住民相互の関係は避けられません。町内会・自治会の活動を通じて「お互いさま」という意識が共有されることで、住民同士の相互理解のあるまちを築いていくことができるのではないのでしょうか。そして、あなたが加入することが、他の方の加入を導き、「お互いさま」の意識の高いまち、安心・安全で快適なまち、につながっていくのではないのでしょうか。

②4つの世帯別メリット

【子どもがいる世帯のメリット】

子どもがいる世帯に対しては、町内会・自治会の親子向け行事・子ども向け行事に参加することで、子どもにとって楽しい時間が生まれたり、同学年・同じ通学班ではない新しい友達が出来たり、ひいては、**子どもの健全な成長にとってプラス**になることを説明に加えるとよいと思います。子どもは地域全体で育てていきましょうと問いかけてみてください。

【高齢者世帯のメリット】

高齢者世帯に対しては、やはり災害時などの緊急事態に対する備えを強調しましょう。安否確認や避難場所への誘導など、近隣の世帯が**“いざ”**という時に協力してくれることの安心感は大きなメリットになるはずです。

【単身者世帯のメリット】

単身者世帯はいろいろな面で地域から孤立してしまいがちです。防災・防犯・情報・交流など様々な面で、町内会・自治会の加入は**地域とのつながり**を生み出すことを伝えましょう。地域の協力者は単身世帯にとって非常に心強い存在です。

【留守の多い世帯のメリット】

留守の多い世帯にとっては住宅侵入盗などの被害を心配している世帯が多いはずです。町内会・自治会に加入して、近隣と顔見知りの関係ができれば、不審者が近づいたときに周囲の方々が異変に気付くこともあります。防犯は地域全体で取り組むことが効果的で、町内会・自治会加入者が多ければ、**不審者に対して多くの目を光らせることができます。**

③ メリット・デメリット表

項目		内容
加入する	メリット (加入してよかった)	・地域とのつながりが生まれる。 ・地域の情報が簡単・確実に得られる。 ・自主防災組織等の行う災害対策に参加できる。 (個人ではできない災害対策) ・町内会・自治会という組織を通じて行政に要望ができる。 ・ご近所同士の顔見知りの関係ができ、防犯・交通安全・福祉など、身近な協力者が得られる。 ・子どもの健全育成(楽しい行事への参加・新しい友達ができる など)
	デメリット (加入しなければよかった)	・町内会費を払わなければいけない。 ・休みの日の活動や役員が回ってきたら煩わしい。 ・近所との付き合いが面倒である。
加入しない	メリット (加入しなくてよかった)	・町内会費を払わなくてよい。 ・町内会・自治会活動に自分の時間を費やすことがない。 ・(煩わしい) 付き合いなどが無い。
	デメリット (加入しておけばよかった)	・防げる災害被害が防げない。(災害発生時にあなたの世帯の状況をしっかり把握している近隣者が少ない) ・防げる犯罪が防げない。(犯罪発生を未然に防ぐ、身近な協力者の目が届きにくい) ・生活に必要な情報を見逃してしまうことがある。 ・子どもにとって楽しい行事を見逃してしまうことがある。 ・地域の方々とのコミュニケーションがなく孤立してしまうおそれがある。

【Q&A よくある質問（断り文句）とその対応例】

Q1 そもそも町内会・自治会って何ですか？

町内などの地域の住民が自主的につくりあげる住民自治組織です。防犯灯の設置や防災の取り組み、まちの美化活動や夏祭りの行事など様々な活動を行うことで、ふれあいの輪を広げ、親睦を深めながら、様々な課題の解決に向け、みんなで協力し合って自分たちの地域を住みやすいまちにしています。

Q2 加入するメリットは何ですか？

活動や行事などを通じて地域の方と親睦を図ることで、いざという時に助け合える関係が築けます。災害時などの緊急時はもちろん、個人や家族だけでは解決できない様々な問題について、みんなで協力して対策を考えていくことができます。また、行政からのお知らせや地域の情報が簡単に得られます。

Q3 町内会・自治会へは絶対に入らなければいけないのですか？

いいえ。町内会・自治会への加入は任意であり、強制ではありません。しかし地域には個人の力では解決できない課題がたくさんあり、解決するためには地域の皆さんの力を合わせる必要があります。また防犯灯の管理や防災の取り組み、まちの美化活動など、日頃、当たり前になっている暮らしの身近なことの中にも、町内会・自治会の活動によって支えられていることがあるということをご理解ください。同じ地域の一員としてぜひご加入をお願いします。

Q4 年間を通して様々な行事に参加しないといけないのですか？

強制ではありませんので、ご都合に合わせて参加してください。まずは無理せずご自分のため、地域のためにできることから少しずつご参加いただければ結構です。行事に参加できないあなたの世帯の事情（共働きで不在がちなど）を、私たちはじめ、近隣の方々に理解していただくことで、身近な協力者になることができます。

Q5 役員がやれないので加入できません。

役員が回ってきたら困る理由は人それぞれあると思います。役員がやれない理由についてご相談いただけますか？役員として町内会・自治会活動に貢献することが難しければ、別の形で貢献する方法を一緒に考えていきましょう。



まちづくり隊長みどりっちのワンポイントアドバイス②

町内会としては、役員ができないという事情についてできるだけ理解を示し、加入してもらうことが必要と考えます。やがて状況が変わり、役員ができる時が来るかもしれません。（P.3「加入しやすい町内会・自治会づくりをめざして」参照）

Q6 地域とは特に関わりを持っていないので、情報も必要ありません。

町内会・自治会の回覧板には、あなたのためになるたくさんの情報が必ず載っています。例えば、ごみの出し方に関する情報や災害発生時の安全な場所と避難経路など、生活に関する大切な情報が自ずと集まってくる環境に身を置きましょう。

Q7 単身者で転勤もあるのでここには長く住まないのですが。

防犯灯の維持管理やまちの美化など、町内会・自治会の活動は気づかないところであなたの日常生活に役立っています。この地域にお住まいになられたのも何かのご縁です。引っ越しするまでの短い期間かもしれませんが、その間を安心・安全で快適に暮らしていただきたいと思います。

Q8 税金を納めているのだから、防災やごみは役所がやるべきでは。

住民のニーズが多様化している現在、行政だけでの対応は難しくなってきました。また東日本大震災でも明らかになったように、行政の支援が充分に行き渡らない場合、私たちが共に助け合って乗り切らないといけません。ごみ問題も、行政が処理するのが基本ですが、分別や集積場所の管理は地域の住民が協力して行う必要があります。

Q9 災害には自分で対策を立てていますので大丈夫です。

もし災害が発生して、あなた自身が被害にあった時はどうでしょうか？今はご健康なのでお一人でも何とかかなると思っていなくても、けが等をしてしまったら、やはり周囲の協力が必要です。個人での災害対策には限界があります。個人ではできない災害対策に是非参加して、あなたとあなたの家族の身を守りましょう。

Q10 会費を払うのがもったいない。お金がない。

会費は月額（ ）円です。防犯灯の電気料金や災害時の備蓄品代も支払うなど、皆様からいただいた会費を大切にに使わせていただいております。町内会費はあなたのために確実に使われています。

Q11 町内会の方に個人情報を知らせることが不安です。

いただいた情報については目的外には使用せず、役員が適正に管理していますのでご安心ください。災害への備えや敬老行事等のイベントにおいて情報が必要となる場合、お聞きすることもありますのご理解とご協力をお願いします。

さあ、いよいよ訪問です！



①訪問人数

役員と班長など、2名程度で訪問すると、役員の負担軽減にもつながりますし、地域全体で取り組んでいるという信頼感を与えることができます。2名程度なら相手にも圧迫感を与えません。

②訪問

最初の訪問は、5分程度の簡単な説明にし、資料を受け取ってもらいましょう。一定の期間（1週間程度）をあけて再度訪問しましょう。

③断られたとき

理由を聞き、よくある質問（P.9）を参考に対応してみましょう。加入に至らない場合でも、「いつでもお待ちしておりますよ」という雰囲気で見守りましょう。



まちづくり隊長みどりっちのワンポイントアドバイス③

単身者や短期居住のアパート・マンション居住者には

学生、単身者や短期間の居住者は、町内会・自治会の活動に無関心な人が多く、加入の呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけのほかに、アパートのオーナーや住宅管理会社に居住者のための協力を依頼する方法もあります。

また、活動に参加できなくても居住者は会費を支払うことで、相互扶助のまちづくりに参加していることになり、町内会・自治会にとっても財源確保につながります。

【特集 1】 新築大型マンションで自治会をつくろう！

新築の大型マンションが建設される場合は、町内会・自治会の設立に向けて、以下のようなスケジュール（例）で進めてみてはいかがでしょうか。

＜自治会設立までのスケジュール例＞

時期		項目	内容
1	建設中	建築会社へ問合せ	看板やインターネットなどで情報を集めて、建築会社へ問い合わせる。
2		管理会社への説明・協力依頼	建築会社を通じて管理会社を紹介してもらい、自治会加入促進への協力を依頼する。
3	完成後3ヶ月	管理組合設立総会にて自治会設立の提案	マンション完成後の管理組合設立総会にて、自治会設立の提案をする。また学区行事への参加のお誘いをする。 ※管理組合の設立よりも先に、自治会設立説明会を開催することも検討する。
4		説明会の案内（ポスティング）	全世帯に説明会の日時・場所・説明内容などを周知
5	完成後5ヶ月	自治会設立説明会の開催	受付時に来場者の部屋番号を確認。加入希望者から申込書を受け取る。欠席者には後日資料一式をポスティングする。 ※組長の選任方法も設立説明会で決めておく。
6		加入申込書の提出期間	加入申込提出期間（会員数の確定・組長の決定）
7	完成6ヶ月	組長会の開催	自治会の仮役員の選出（会長・副会長・会計・監事）
8		学区の役員と相談	自治会設立に関して、学区の役員と相談・検討。また他の地域との情報交換を行う。
9		役員会の開催	組長と仮役員全員で、自治会設立総会に向けて検討を行う。 【検討内容】 ①設立総会の日時・場所・議題の決定 ②規約（自治会費の金額を含む） ③年間事業計画（行事や活動の計画） ④予算（自治会費の収支）
10		自治会設立総会の開催案内	全世帯に案内文を配布。欠席者のために委任状も付けておく。 ※自治会申込書を提出していない世帯へも案内する。
11	完成後7ヶ月	自治会設立総会の開催	設立総会では以下のことを決める。 ①規約（自治会費の金額を含む） ②役員 ③年間の事業 ④予算 など
12		自治会費の集金	組長が自治会費（総会で決定した金額）を集金して、会計へ納める。
13		広報する	総会で決定したことについてまとめ、全世帯に広報する。

12ページのスケジュールをすすめる上での注意点

ポイント1 管理会社・管理組合との調整 時期1～4

通常、新築マンションが建設されると管理会社及び担当者が決まります。まずは町内会・自治会の設立への理解を深めてもらい、協力してもらうよう努めましょう。管理組合設立総会の時期や、ポストイングへの了解など、一つ一つ確認し合いながら進めていくことが大切です。

ポイント2 説明会への参加者を増やす 時期5

マンション入居者の皆様に直接訴えかけることできる説明会は、加入世帯を増やす上で最も重要です。より多くの方にご参加いただくために、説明会の案内文をポストイングすることに加え、学区行事の案内を積極的に行いましょう。行事に参加していただくことで、自治会の大切さを感じてもらえると思います。

ポイント3 説明会における説明内容 時期5

説明会では、以下のことを説明することが必要です。

- ①自治会設立の提案をする理由（自治会設立のメリット）
- ②規約の例
- ③組長の選出方法
- ④今後のスケジュール

また、加入は強制ではないということも伝えておきましょう。

ポイント4 加入世帯が少なかったとき 時期6

加入世帯数が少なかったときは、近隣の町内会に入れてもらうことも考える必要があります。したがって、事前に近隣町内会に対して、受け入れ体制の確認をしておきましょう。

ポイント5 組分けの検討 時期6～7

加入世帯数が決まれば、次に組長の選出です。組長を輪番制とするのであれば、「〇〇号室～□□号室を1組とする」というように、組分けを検討する必要があります。建物の形状によっては単純に決まらない場合もありますので、案を作り、実際に居住している住民（加入希望者）と相談することも必要です。

ポイント6 相談役（学区の役員等）が必要 時期8

初めて自治会役員に就任した方にとっては、自治会を設立・運営していくことに不安をお持ちでしょう。そんな新設自治会には、どんなことでも相談できる経験豊富な相談役が必要です。学区の役員さんに窓口になってもらうことが望ましいと考えます。

【特集2】 みどりっちポストを設置しています！

みどりっちポストとは

緑区役所市民課・徳重支所市民係において、転居手続きなどの際に、“ついで”に町内会・自治会へ加入できる仕組みです。

申込者が町内会・自治会に加入する流れ

転居手続きなどの際に加入申込書を受け取る



その場で必要事項を記入し、みどりっちポストへ投函する



後日地域の町内会・自治会の役員さんから連絡が入る



町内会・自治会へ加入！

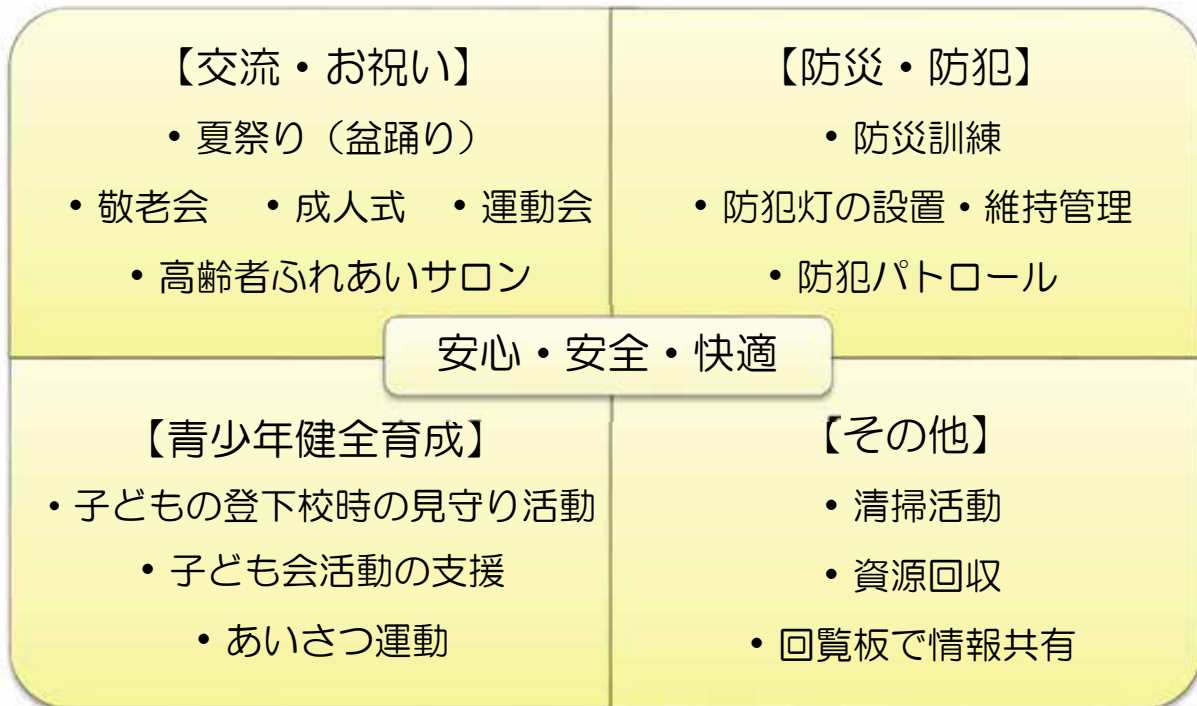
申込みを受け付けると、地域力推進室から町内会長・自治会長さんへご連絡させていただきます。

これまでも「町内会・自治会の会員を1世帯でも増やしたいのでとても助かります。」という声を町内会長・自治会長さんからいただいています！



地域と行政の連携が生み出した仕組み「みどりっちポスト」！！

「
」にお引越された（お住まいの）皆様へ
あなた様がお住まいになるこの地域には、〇〇町内会（自治会）とい
う住民自治組織がございます。私たち〇〇町内会（自治会）は以下のよ
うな活動に取り組んでいます。



町内会（自治会）に関するお問合せ先

町内会長 〇〇 〇〇
住 所 緑区△△△△△△△△
電話番号 □□□-□□□□

まずはお気軽にお電話ください

皆様がこの地域で安心・安全・快適に暮らしていただくために、〇〇
町内会（自治会）へのご加入をお勧めします。地域とつながりを持って、
住みやすい地域を一緒につくりましょう！！

〇〇町内会（自治会）より

町内会・自治会加入のメリットは？



○地域との**つながり**が生まれる。

○地域の**情報**が簡単・確実に得られる。

○個人ではできない**災害対策**ができる。

（近隣住民同士の助け合いの仕組みづくり）

○ご近所同士の顔見知りの関係ができ、防犯・交通安全・福祉など、
身近な協力者が得られる。

○**子どもの健全育成**（楽しい行事への参加・新しい友達ができる・地域の見守り）

緑区民の皆様に聞きました！！

「あなたにとって町内会・自治会に入ってよかったと思うことは？」

地域全体で子どもを育ててくれている感じがします。
（30代 男性）

引越して来た時に、地域のことを親切に教えていただきました。
（20代 女性）

災害対策は町内会・自治会で取り組むことが大切ですね。
（50代 男性）

近所に知り合いがたくさんできました。
（40代 女性）

-----きりとり-----

〇〇町内会（自治会）加入申込書（町内会（自治会）役員にお渡してください）

世帯主氏名	
住所	
電話番号	
ご質問	

お預かりした個人情報は、町内会・自治会への加入手続きのために使用するものであり、他の目的には一切使用いたしません

〇〇 様

△△月△△日△△時頃、町内会（自治会）加入のお誘いに伺いましたが、ご不在でしたので別添の資料を投函させていただきました。

後日改めて伺いますのでご都合のよい日時をお知らせください。よろしく願いいたします。

〇〇町内会（自治会）会長〇〇 〇〇

住 所 △△△△△△△△△△△

電話番号 □□□—□□□□



緑区マスコットキャラクター みどりっち

町内会・自治会加入促進ハンドブック

発行：緑区役所地域力推進室

作成：平成28年3月

このハンドブックは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。